

持ち回りで議決した案件の報告について

－ 独立行政法人福祉医療機構業務方法書の変更について －

■ 東日本大震災に係る貸付けの特例

(平成 23 年 5 月 2 日施行)

当分の間、東日本大震災に係る災害復旧資金の貸付けについては、機構の理事長が別に定めるところにより、当該災害に係る特別の貸付けを行うことができることとする。

【附則第 26 条関係】

[参考] 平成 23 年度厚生労働省補正予算の概要

1. 平成 23 年度第 1 次補正予算の概要

(独) 福祉医療機構による医療施設・社会福祉施設等に対する融資 100億円

被災した医療施設、薬局、社会福祉施設等の復旧の支援として、(独) 福祉医療機構が福祉貸付や医療貸付の貸付利率を一定期間無利子とし、融資率を 100%とする等の優遇を行うために、必要な利子補給等の資金を出資する。

2. 平成 23 年度第 2 次補正予算(案)の概要

二重債務問題への対応

40億円

被災した医療施設・社会福祉施設等の再建を支援するため、(独) 福祉医療機構が行う医療・福祉貸付について、次の措置を実施できるよう、同機構の財務基盤を強化する。

- ・ 旧債務に係る積極的な条件変更(償還期間の延長、金利の見直し等)
- ・ 災害復旧のための新規貸付条件のさらなる緩和(償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等)